各種事務事業の取扱い(生涯学習関係その5)について

各種事務事業の取扱い(生涯学習関係その5)について別冊のとおり提出する。

平成16年 月 日提出

津地区合併協議会 会長 近 藤 康 雄

協議第95号

協議会協議項目(案)

各種事務事業の取扱いについて 生涯学習関係 (その5)

津 地 区 合 併 協 議 会

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専 門 部 会	教育文化部会
関係項目	生涯学習関係	分 科 会	青少年育成分科会

F-7	Λ.			構	成		市		町		村		の	現		況	
区 分	'n	津市	久	居市			河	芸	町			芸 濃	町		美	里村	安濃町
6 放課後児童健全育成事業	児童健全育	施設 20ヶ所	施設 5ヶ所			施設 2ヶ				-	-			施設	1ヶ所		施設 2ヶ所
	・放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定 ・遊びへの意欲と態度の形成 ・自主性、社会性、創造性の向上	同左			同左								同左			同左	
		・家庭や地域での遊びの環境づくり	•H14予算額	12,614,000円	9	·H14予算	額(3,080,0	000円					•H14	予算額	1,118,000円	·H14予算額 4,000,000円
		・H14予算額 75,302,000円															

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容

6. 新たに制度を制定する(合併と同時)

構成	市町	村の	現 況	調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美 杉 村	
施設 1ヶ所同左	施設 1ヶ所 同左 ・H14予算額 1,000,000円	施設 1ヶ所(H16年度より2ヶ所) 昼間保護者の就労等により下校後及び長期休業期間中に保護指導を受けることができない小学校低学年児童等の健全育成を図るため、放課後児童クラブを委託している団体に対して、委託金を支払う。・H14予算額 1,608,000円		・公設施設は新市に引き継ぐ。 ・運営は民営で調整する。 ・補助基準は国基準を原則とする。 ・補助要件は以下の通りとする。 ①児童数は20人以上(既存の施設は例外とし、また、過疎地等は10人以上)とする。 ②開設日数は年間281日以上(当分の間、200日以上も可)とする。 ③指導員の配置基準は次の例による。 児童数 20人以上35人以下 2名以上 36人以上70人以下 3名以上 71人以上 4名以上 なお、久居市の事業については、当分の間現行通りとし、合併後3年程度で見直しについて検討する。